

未収金対策マニュアルの整備、 債権管理条例の制定

兵庫県 芦屋市

人口：93,372人

面積：18.47km²

担当部署：行政経営課

概要

平成19年10月に、債権ごとに法的根拠、時効、滞納処分の有無を整理し、債権管理取扱指針を作成するとともに、督促、催告、分割納付、不納欠損などに用いる様式の整備を行った。

平成21年3月には、徴収対策に資するとともに、回収見込みのない債権を整理できるよう債権管理条例を制定し、あわせて債権管理取扱指針についても、質疑応答などを追加するなどの改訂を行った。

条例や指針の内容に加え、税の取り組みや先進自治体の取組事例紹介などの研修会を開催し、定期的に各所管課とのヒアリングを実施している。

選定理由

(兵庫県コメント)

財政状況が非常に厳しい中、地方税だけでなく、公営住宅の使用料などの債権回収を効率的に行い、徴収率を向上させることは、全国の地方自治体において共通する課題である。

芦屋市では、条例やマニュアルの整備により自主財源確保のための体系的なシステムづくりを行っており、徴収率の向上などの効果も表れていることから、他の市町村にも参考になる取り組みである。

背景

徴収率の向上や債権管理が重要なのは理解していても、職員からは以下のような課題が指摘されたことから、自主研修グループを作って取り組むことになった。

- ・ 各債権の時効をはじめ、債権管理についてどこに規定しているのか分からない。
- ・ 税は地方税法、国税徴収法などの徴収手続が定められており、逐条解説、行政実例も参考にできるが、私債権は回収手続が分からない。
- ・ 地方自治法の債権管理の規定（法 223～231 の 3、240、附則 6、法施行令 171～171 の 7）を実務上どのように当てはめるのか分からない。
- ・ 不納欠損する場合、どのような状態の債権に対して行うのか。
- ・ 私債権は、時効消滅の規定がないことから、不納欠損ができず、いつまでも管理しなければならない。
- ・ 支払督促など法的な対応が分からない。
- ・ 水道、病院の債権に対する判決後の対応が難しい。
- ・ 統一的な債権管理マニュアルを作成したいが複雑でまとめにくい。
- ・ 私債権の法的手続は、税収入を投じることになり、余分なコストがかかる。

具体的内容

(1) 未収金問題研究会の開催

平成 19 年 4 月に自主研修グループを作り、未収金問題研究会を同年 4 月から 8 月まで 5 回開催した。（参加者延べ人数は 62 人）

- ・ 検討内容は各債権の法的根拠、時効期間、徴収方法など。
- ・ 全 5 回の研究会のアドバイザーとして弁護士を依頼。
- ・ 事業費としては弁護士への報酬（50,000 円）のみ。

(2) 未収金取扱指針の整備

平成 19 年 10 月に債権管理取扱指針を作成した。

- ア 各債権の法的根拠、時効期間、滞納処分の有無などを明確にした。
- イ 各債権の徴収の流れを明確にした。（行政限りの国税徴収法に基づく執行、裁判所を通じた回収）
- ウ 債権管理条例の制定に伴い、私債権の不納欠損の扱いを明確にした。
- エ 各種帳票（滞納個票、督促状、催告状、分割納付誓約書など）の例を明示した。
- オ 債権管理に関する各種質疑応答を作成し、理解を深め実務に対応する。
- カ 税徴収における債務者との交渉記録、文書催告の仕方などの紹介。

(3) 債権管理条例の制定（平成 21 年 3 月）

- ア 権利放棄の明確化（私債権の時効経過後、債務者が行方不明、破産免責決定があったものなど）

- イ 不納欠損を市議会への諸般報告とする。
- ウ 徴収計画書提出の義務付け。

取組中の課題・問題点

(1) 各債権の法的根拠の確認

債権管理に関する判例、自治省及び総務省をはじめ各省庁の債権管理に関する通知、行政実例などを集めて検討した。

各通知などは判例の考え方と相容れないものもあり、また、地方自治法、地方自治法施行令をどのように当てはめていくのか、各債権の法的根拠の確認に時間を要した。

(2) 各債権の所管課の精通度合、各種帳票の整備

所管課職員が各債権の法的根拠、徴収方法に精通していない。

滞納個票をはじめ、各種帳票の整備が悪いため、徴収、不納欠損に支障がある。

(3) 徴収目標の明確化

過年度滞納の徴収率向上は難しいが、現年度繰越を抑え、未収額を圧縮させる。

定期的な徴収体制を組むこと。

(4) 研修、徴収技術の習得

税、保険などの部署は債権回収に精通しているが、他債権は専任職員も少なく、徴収技術の向上を図らなければならない。

工夫点

債権管理の仕方が工夫点の中心である。債権管理の基本法は、地方自治法及び地方自治法施行令であり、同法令は法的性格の異なる公債権と私債権を同一に置いており、債権管理の方法や時効制度について法律の適用関係が複雑で分かりにくい。そこで、債権管理のポイントを整理した。

ア 各債権の法的根拠、時効期間、滞納処分の有無などを明確にした。

判例、通知、質疑応答などを分析し、考え方を整理した。

イ 各債権の徴収の流れを明確にした。

- ・行政限りの国税徴収法に基づく執行ができる債権の流れ

- ・裁判所を通じて回収する債権の流れ

ウ 不納欠損の扱いを明確にした。

エ 各種帳票（滞納個票、督促状、催告状、分割納付誓約書など）の例を明示した。

オ 債権管理に関する各種質疑応答を作成し、理解を深められるようにして実務に対応できるようにした。

カ 税徴収における債務者との交渉記録、文書催告の仕方などの紹介をした。

効果

過年度滞納分は徐々にではあるが圧縮されている。

【過年度未収額の推移】

(金額単位：千円)

区分	件数	金額	差額(前比)
H18.5.31 現在	3,924	984,827	△83,190(△7.8%)
H19.5.31 現在	3,675	887,237	△98,340(△10.0%)
H20.5.31 現在	3,652	805,149	△82,088(△9.2%)

* 徴収計画書よりまとめた数値である。ただし、ここでの数値は、滞納処分規定を有する債権(税、国民健康保険料、介護保険料、下水道使用料、土地区画整理清算金、保育所保育料)、水道使用料及び病院診療債権を除いたものを対象とする。

平成20年度の市全体の未収額は約34.7億円、うち市税約18.6億円(54%)、国民健康保険料約6.9億円(20%)を占め、水道、病院及び滞納処分規定のないものを除く債権(13課、33債権、3,652件)は8億514万円(23%)である。

住民(職員)の反応・評価

<職員・職場における反応・評価>

- 市税や国民健康保険料担当者以外は、徴収方法や時効などについて理解がされていなかったが、この取り組みによって積極的な徴収に取り組むことができるようになった。
- 不納欠損できる債権を整理したことで、徴収見込みのある債権を分離できた。
- 支払督促や訴訟への移行が円滑に実施できるようになった。
- 貸金業者に対する過払金徴収、ネット公売など先行して取り組んでいた市税、国民健康保険料担当などの部署と住宅使用料担当などとの連携が良くなった。

フォローアップ

平成19年から各債権において、次の取り組みを実施している。

(1) 未収金徴収実績報告

各債権の各年度9月末分、12月末分、3月末分、5月決算時期の調定額、収入額、不納欠損額、残額を行政経営課に報告してもらう。

(2) 未収金徴収計画書の提出

5月決算終了後、速やかに次年度の徴収計画書を作成し、市議会決算特別委員会時に議会に提出する。計画書には次の事項を記載する。

ア 過去5年間の滞納件数金額

イ 過去4年間の徴収率(現年度分、滞納分)

- ウ 年度別徴収目標額（平成 21 年度計画書では 21 年度から 25 年度までの目標額）
- エ 滞納者の金額に応じて段階別に記載（〇〇円～〇〇円、〇人）
- オ 高額滞納者上位 3 件
- カ 徴収困難の理由、件数、金額、今後の対応
- キ 懸案事項
- ク 前年度の取り組み
- ケ 今後の取り組み

(3) 困難事案の相談

困難事案、弁護士催告、法的措置（支払督促、訴訟等）が必要なものについては、顧問弁護士と相談して対応する。

(4) 不納欠損の議会報告

債権管理条例により私債権で不納欠損の対象となる債権を精査し、市議会に諸般報告として提出する。

(5) 研修会の実施

税の取り組み、先進自治体事例の取り組みを紹介し、各担当の事務能力を向上させる。

今後の課題

(1) 情報の共有化

滞納処分ができる債権は国税徴収法 141 条、142 条が適用され、情報の共有化は可能であるが、私債権においては法的根拠が違うので情報共有化は難しい。

(2) 所管課職員の債権管理の向上

市税、国民健康保険料担当以外は、債権管理に振り向けられる人員、時間が限られるため、効果的な事務処理を行わなければならない。

(3) 督促、催告の定型的実施など

早期着手によって徴収率は向上するので、各債権において定型的な督促、催告を実施する。分割納付は実行可能な計画を立て、管理しなければならない。

今後取り組む自治体に向けた助言

(1) 債権管理条例

先行された自治体の債権管理条例は、地方自治法施行令をそのままなぞる例が多く、内容についても疑問点があるものが見受けられる。また、権利義務に関する事項であるにもかかわらず、規則レベルでの制定、水道、病院のみの個別の条例規定であるものも見受けられるので、全体を通じた検討が必要である。

(2) 指針、事務処理要領などの制定

条例制定の前に各債権の法的根拠、徴収の流れを示した指針が必要である。

(3) 定期的な見直し

取扱指針、事務処理要領などについて、条例制定後は定期的な見直しが必要である。

(4) 全庁的な取り組み

研修を含めて全庁的な取り組みが必要である。

(5) 先進自治体との交流

先進自治体職員との交流は、条例案の検討、事案についての解決に役立つ。